

告 示

埼玉県告示第千四百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）いなげや志木柏町店

志木市柏町一丁目九百三十番十四号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

（一）富士見市道第五一三六号線の安全対策

小中学校児童・生徒の安全確保のため、みずほ幼稚園前交差点に交通誘導員の配置を願いたい。

運転者に対して注意を喚起するため、看板・標識の設置を願いたい。

（二）周辺の交通安全対策

商業店舗来客者の車両が、周辺の住宅地に流入しないように、必要な箇所への標識、案内板の設置、来客者への周知及び誘導を行うなど、情報の提供と安全対策に努めていただきたい。

小中学校児童・生徒の安全確保のため、みずほ幼稚園前交差点に交通誘導員の配置を願いたい。（再掲）

（三）児童生徒の安全確保

交通協議の際にも確認したが、児童・生徒の安全確保の観点から、工事関係車両及び荷捌き関係車両については、水谷中学校・水谷東小学校前の道路を使用しないよう指導願いたい。

小中学校児童・生徒の安全確保のため、みずほ幼稚園前交差点に交通誘導員の配置を願いたい。（再掲）

（四）地域商業等への配慮

万が一、退店、撤退となる場合には、時期やその後の対応策等について、可能な限り早期の情報提供を願いたい。

（五）地域環境対策

商業店舗来客者に対し、タバコの投げ捨てやゴミの投棄禁止等、マナー向上と近隣の美化環境に対する配慮への周知及び啓発に努めていただきたい。

二 縦覧期間

平成二十二年十月二十九日から平成二十二年十一月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター